なぐ

____ 人権シリーズ vol.49

> 知ってるつもりの江戸 身分社会《その3》 **්**

す。 裁判が終わるまで収容する施 場…罪を犯した疑いのある者 問題がでました。答えは、留置 O設、刑務所…懲役や禁錮など 察が罪を犯したと認めた者を を拘禁する施設、拘置所…検 務所」の違いは何か?という で「留置場」と「拘置所」と「刑 刑に服 H テレビのクイズ番組 する施設 のことで

までの「留置場」と「拘置所」の 役割を果たすためのものでし 牢屋は罪人の刑罰が確定する 敷などは有名ですが、当時の 時代劇でも小伝馬町 の牢 屋

分刑」(非人手下、奴)、【謹慎刑】(非人手下、奴)、【謹慎 人)、【追放刑】(遠島、重追放、挽、磔、獄門、火罪、死罪、下手額、護衛、獄門、火罪、死罪、下手額は、重い順に概ね【死刑】(鋸田)、一江戸時代の庶民に対する刑 置(身体)刑」(入墨、敲き)、【身追放、江戸払い、所払い)、【仕追放、採追放、江戸十里四方

> 晒 し、叱ゃ り)に分類され 7

り不義密通(現在の不倫)など方御定書)では殺人はもとよた変重く、御定書百か条(公事出のの刑罰は、現在に比べ当時の刑罰は、現在に比べ と思 ず」と書くため浮浪者や乞食 た。しかし、博奕(ギャンブル)でも死刑と決められていまし 身分に落とされる場合があり と呼ばれる身分刑により非 ました。非人というと「人に非 務所)がないので「非人手下」 については、懲役や禁錮刑(刑 などの仕置刑以下の軽犯罪者 () がちです · 幕

五之状门以首 概 中内全放作 九年夜少人丁自



前方の三人が非人身分の人たち ▶罪人の引き回し(刑罪大秘録)

なりませんでした。

働や商売などにより収入を得 載され村落の構成員として認 された非人は、人別帳にも記 負わせました。番小屋に派遣 や仕置など治安維持の役目を 刑に処せられた彼らを派遣 ための役目を果たすことから ることを禁じられていまし えられた役目以外に生産的労 められているわけですが、与 村々の出入口の番小屋に身分 や藩は、長吏などを通じ各 者)などの取締りでした。幕府 派遣された村落 人の排除、犯罪者の探索・逮 などで増加した野非人(浮浪 た。しかし、治安や秩序維持の 葬祭の 、出入りする不審者や野 頭を痛めていたのは、飢 部を受け取ることを公に 都度、 、祝儀 (縄張り)の や不 捕 非 饉

や藩の役目を果たさなけ とから、罪の償いとして幕 帳にも記載され、一定の保護 よって「身分の者」として人別 いえる身分刑を受けているこ らは現在の懲役や禁錮刑とも を受けていました。そして、彼 h 府 れ

戸時代を通じて幕府が

て生計を立てていました。 このことから、江戸時 められており、これ によ 代の 0

せない存在であったと考えら 人身分の人たちが相互に欠か 村落共同体は百姓・町 ています。 一人と非

うです。《つづく》 分に戻ることが出来ました じめに役目を果たせば元の身 のであったので、一定期間 刑は一種の懲役刑のようなも が、ある程度生活が保証され の身分でいた人たちもいたよ ていたこともあってそのまま なお、非人手下という身

文責:生涯学習 課 辻

お知らせ

☆人権ビデオ上映会(隣保館)

6月19日出午前10時~正午 テーマ:高齢者の人権

☆同和問題学習会(隣保館)

問い合わせ **2**0978-8 6月17日水午後2時~4時 テーマ:人権大会報告会 国東市隣保館 11722